

令和5年度危険物取扱者法定講習（オンライン講習）のご案内

愛媛県危険物安全協会連合会

1 令和5年度のオンラインによる危険物取扱者法定講習（以下「オンライン講習」といいます。）を次のとおり実施します。

*注意事項

- オンライン講習を受講するためには、使用するパソコンやタブレット端末等が推奨環境を満たし、動画を再生できることが必要です。
申請受付したのちに受講申請書及び受講手数料をお返しすることはできませんので、必ず事前にネットラーニングの推奨環境をご確認のうえお申し込みください。
【推奨環境ご案内ページ】 <https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>
- オンライン講習の申請受付後に、キャンセルや対面による講習への変更はできません。
- オンライン講習では、受講申請したのち、改めてオンライン上から受講者の登録と受講コースの申込みが必要です。



2 受講対象者

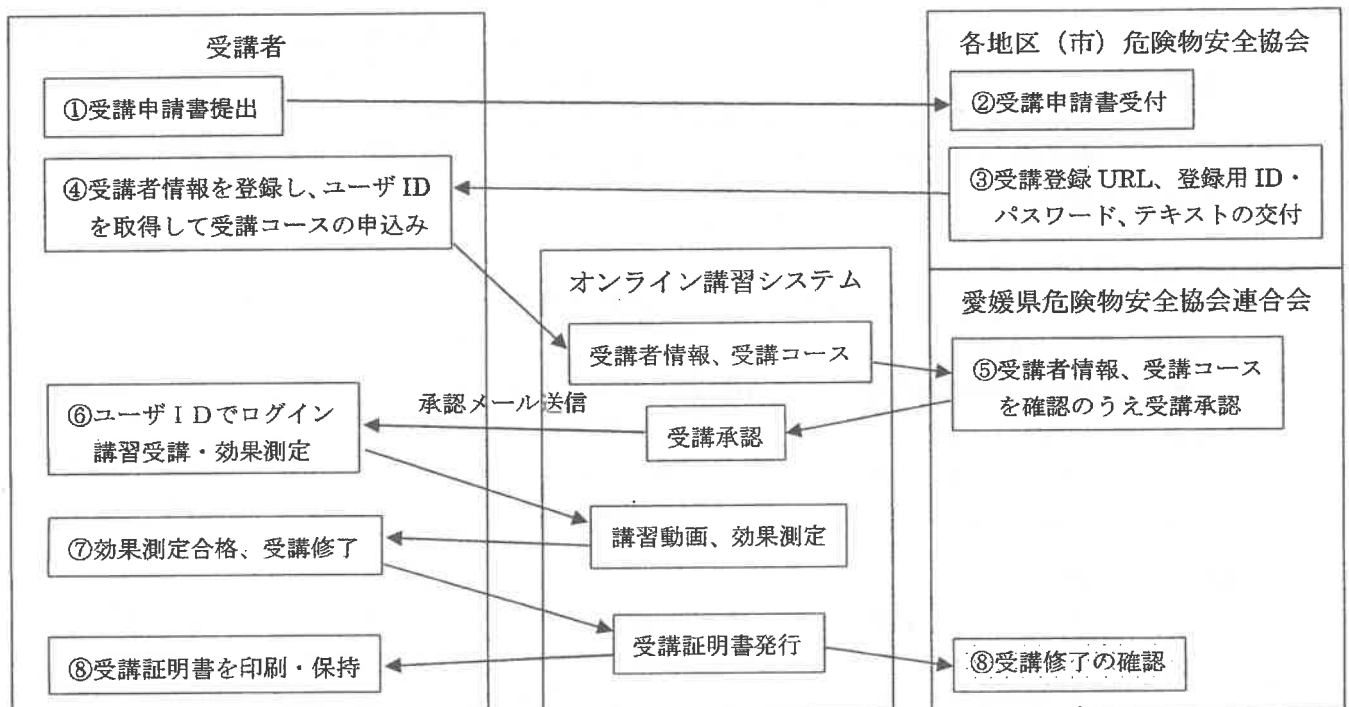
消防法第13条の2の規定による危険物取扱者免状（以下「免状」といいます。）の交付を受けて危険物取扱作業に従事している方であって、居住地又は従事している危険物施設の所在地が愛媛県内の方を対象とします。

3 講習科目及び時間数（*いずれも効果測定的时间を含む。）

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

4 オンライン講習の実施概要

受講申請書による申請をしたのち、オンライン上で改めて受講コースの申込みを行い、受講期間（1か月間）内にパソコン等で動画を視聴して効果測定で一定以上の正答率に達すると受講修了となり、「受講証明書」が発行されます。



5 受講手続

(1) 受講申請書

受講申請書は対面講習と共通で、県内の各地区（市）危険物安全協会、松山市消防局、各消防本部、各地方局防災対策室及び各支局総務県民室に置いてあります。また、愛媛県危険物安全協会連合会のホームページ (<http://www.ehimekenkiren.org/>) からダウンロードもできます。**A4 両面印刷してください。**※ 令和3年度までの受講申請書では申請できません。

(2) 受講申請書の所定の欄に免状の「写」を貼付してください。

(3) 受講手数料 愛媛県収入証紙 (4,700円分) を受講申請書裏面に貼付して納付してください。

(4) 受講申請の受付は、次の各地区（市）危険物安全協会で行いますが、石油コンビナートの種別に関し新居浜、今治、松山の3協会でのみ受け付けますのでご注意ください。

なお、受付の際に、テキストとともに受講登録に必要なURLや登録用IDをお渡しします。

地区協会名	住 所	電話番号
四国中央市危険物安全協会	四国中央市中曾根町 500 四国中央市消防本部内	0896-28-6937
新居浜市危険物安全協会	新居浜市一宮町 1-5-1 新居浜市消防本部内	0897-65-1342
西条市危険物安全協会	西条市新田 183-1 西条市消防本部内	0897-56-0251
今治地区危険物安全協会	今治市美須賀町 4-1-3 憺天宗内	0898-32-5014
松山地区危険物安全協会	松山市本町 7丁目 2 愛媛県本町ビル 2F	089-924-6618
大洲地区危険物安全協会	大洲市大洲 1034-4 大洲地区広域消防事務組合消防本部内	0893-24-2667
八幡浜地区危険物安全協会	八幡浜市江戸岡 1-12-10 西宇和農業協同組合内	0894-24-1113
西予市危険物安全協会	西予市宇和町卯之町 2-377 西予市消防本部内	0894-62-4700
宇和島地区危険物安全協会	宇和島市丸之内 5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部内	0895-22-7501

(5) 郵送による申請受付も行いますが、受付の際にお渡しするテキスト等は**送料受取人払い**でお送りしますのでご了承ください。

(6) 申請受付期間

令和5年8月7日（月）から令和5年9月22日（金）まで（郵送は消印有効）とします。

(7) オンライン上での受講者情報の登録と受講コースの申込み

オンライン講習では、受講申請書による申請に加えて、受講者がオンライン上で受講者情報の登録を行い、受講コースの申込みを行うことが必要です。愛媛県危険物安全協会連合会のホームページにある受講者マニュアルに従って登録、申込みをお願いします。

なお、申込期限は令和5年10月31日（火）までとし、期限までに申込みがなければ受講キャンセルの扱いとさせていただきます。

(8) 受講開始及び受講修了

入力された受講者情報及び受講コースの確認ができましたら、「受講承認」のメールが届きますので、受講を開始してください。

受講期間は、「受講承認」メールが届いた日から1か月間です。受講期間中はいつでも御都合の良い日時に講習動画を視聴でき、繰り返し視聴することや途中で中断することも可能です。

すべての講習動画を視聴し、動画中に設けられている効果測定（確認テスト）で一定割合以上の正答率に達すれば受講修了となります。効果測定は合格まで何度でも受けることができます。

(9) 受講証明書

受講が修了すると受講証明書の発行が可能になりますので、講習システムから印刷して免状と一緒に保持し、必要に応じて消防機関等に提示するほか、免状の書換え時にも受講証明書の提示が必要です。免状裏面へ講習受講済の証印を希望される場合は、後日改めて押印を受けられます。